

公 告

この度、筑紫野市の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とする農業用ため池整備事業を県営芋ヶ谷地区土地改良事業として施行することを申請したいから、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第2項の規定により、下記事項を記載した書面とともに、この旨を公告する。

なお、この事業の施行の地域内にある農用地の所有者のうち、その農用地について耕作又は養畜の業務を営まない者、又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者であって、その農用地又は農用地以外の土地についてこの事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和8年1月31日までに筑紫野市の農業委員会に申し出られたい。

令和8年1月19日

申請人

八尋 隆彰
砥綿 正俊
井上 猛
八尋 博子
井上 次繁
座親 美代子

記

- 1 県営芋ヶ谷地区土地改良（農業用ため池整備事業）事業計画概要書
- 2 造成される土地改良施設の予定管理方法等
- 3 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

(別紙)

〔一定地域〕

[illegible]